

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第3項

3 改正の趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）が一部改正され、入院患者への告知に関する見直しが行われた。その中で、①措置入院（緊急措置入院）の措置を採った場合には、患者本人だけでなくその家族等にも告知すること、②告知内容には、従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」についても告知することの2点が新たに義務付けられた。

この改正に伴い、静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「規則」という。）の家族等への通知内容及び方法を見直し、国の例に沿って告知の様式を改める。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

（1）入院措置を採る場合の家族等の通知の規定について文言を削除

本市では、規則第10条第1項において措置入院者（緊急措置入院者）の「現に入院措置を受ける者の保護の任に当たっている者」に対し、入院措置を採るときの通知書の様式及びその通知方法を定めているが、法第29条第3項（法第29条の2第4項において準用する場合を含む）において、入院措置を採る精神障害者に加え、その家族等であって現に本人の保護の任に当たっている者または診察に立会った者に対し通知が義務付けられたことから、規則条文上の「現に入院措置を受ける者の保護の任に当たっている者」の文言を削除する。

（2）措置入院者等への告知の様式を見直し、「入院措置を採る理由」を加える

規則第10条第2項では、法第29条第3項（法第29条の2第4項において準用する場合を含む）に規定する書面の様式を定めているが、法同条項において「入院措置を採る理由」の告知が義務付けられしたことから、国の様式例に沿って措置入院者等への告知の様式（様式第14号）を見直し、「入院措置を採る理由」を追加する。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年10月頃